

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第417号)

平成17年10月27日

横 情 審 答 申 第 417 号

平 成 17 年 10 月 27 日

横浜市長 中 田 宏 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 三 辺 夏 雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づ
く諮問について（答申）

平成16年12月17日建中指第249号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「鶴見区馬場7丁目○番の○○氏名義の2棟の違反建築物（名義変更後の○○、○○の建物）に関連し、2棟の専用通路が共用であったため○番○と○の土地境界にフェンス・ブロックなどが昭和41年6月より平成15年2月まで設置されていなかったが、平成15年3月に○○氏がブロック・フェンスを設置した行為を認可した責任者の氏名、認可理由を記載した文書」の非開示決定に対する異議申立てについての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「鶴見区馬場7丁目〇番の〇〇氏名義の2棟の違反建築物（名義変更後の〇〇、〇〇の建物）に関連し、2棟の専用通路が共用であったため〇番〇と〇の土地境界にフェンス・ブロックなどが昭和41年6月より平成15年2月まで設置されていなかったが、平成15年3月に〇〇氏がブロック・フェンスを設置した行為を認可した責任者の氏名、認可理由を記載した文書」を非開示とした決定は、妥当である。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「鶴見区馬場7丁目〇番の〇〇氏名義の2棟の違反建築物（名義変更後の〇〇、〇〇の建物）に関連し、2棟の専用通路が共用であったため〇番〇と〇の土地境界にフェンス・ブロックなどが昭和41年6月より平成15年2月まで設置されていなかったが、平成15年3月に〇〇氏がブロック・フェンスを設置した行為を認可した責任者の氏名、認可理由を記載した文書」（以下「本件申立文書」という。）の開示請求（以下「本件請求」という。）に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が平成16年9月21日付で行った非開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の非開示理由説明要旨

本件申立文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第2条第2項に規定する行政文書が存在しないため非開示としたものであって、その理由は、次のように要約される。

(1) 建築物の確認に係る業務について

建築確認申請は、建築主が建築物を建築（新築、増築、改築等）しようとする場合、工事に着手する前に当該建築物の計画が建築基準法（昭和25年法律第201号）及び関係法令等に適合しているかどうかの審査を受けるために建築主事に提出するものである。

建築主事は、審査の結果、適合することを確認したときに確認済証を交付する。

なお、建築物本体に附属するブロック・フェンスで床面積が0㎡であるものについては、確認申請を不要として取り扱っている。

(2) 本件申立文書の不存在について

鶴見区馬場七丁目の2棟の建築物は、土地境界にフェンス・ブロックが設置された状態になっているが、建築基準法第43条の接道条件を満たしているので、異議申立人（以下「申立人」という。）が主張するような建築基準法上の違反があるとは考えていない。

また、建築局中部建築事務所（当時。現在は、まちづくり調整局中部建築事務所。以下「中部建築事務所」という。）では、当該フェンス・ブロックに係る相談・申請等については把握していない。

したがって、本件申立文書は、中部建築事務所では作成しておらず、保有していないため、条例第10条第2項に該当し、非開示とした。

4 申立人の本件処分に対する意見

申立人が、異議申立書及び意見書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 申立人が鶴見区馬場七丁目の土地の2棟の違反建築物の行政措置を平成8年7月より当時の藤井建築主事に請求し、その後も藤井氏の後任の井上建築主事に行政措置を請求していた。

藤井氏は調査の結果、要望書を作成し、関係者に送付したが井上氏は藤井氏の要望書を無視して申立人に「違反建築物であっても建築基準法を運用するのは主事の権限である。」と明言し、違反建築物を長年にわたって放置し、不作為の違法行為を継続させていた。

- (2) 申立人は井上氏の後任の中部建築事務所の杉山所長にも2棟の違反建築物の行政措置を請求していたために杉山氏が平成13年10月3日森山氏に2棟の違反建築物に関係する調査のために現場指導を行うように出張命令を行い、森山氏は、2棟の違反建築物が存在する馬場町に出張して現場調査及び現場指導を行い、現場の写真撮影を行っていた。申立人は平成14年10月に中部建築事務所の秋元課長及び伊藤係長から2棟の違反建築物に関連する鶴見区馬場七丁目の土地敷地の境界にはブロック・フェンス等がない境界を撮影した写真を見せてもらい、その後、情報公開請求により森山氏が撮影した写真の写しを入手した。

- (3) 昭和41年6月より平成15年2月まで2棟の土地境界にはブロック・フェンスなどが設置されていなかった。その理由は、2棟の建築確認の専用通路は北側の通路を共用にして専用通路の廃止、変更等をしないという誓約書を提出しており、市当局もこれまで建築基準法第9条の使用禁止、使用制限に基づきブロック・フェンスの

設置を認めていなかったものと推察できる。

- (4) しかるに、平成15年3月初旬に土地所有者が一方的にブロック・フェンスを設置するには、市当局に認可申立てを行っているはずである。

仮に、本件申立文書が存在しないのであれば、申立人がこれまで主張してきた建築基準法第9条に基づき2棟の建築確認に使用した専用通路を使用させるためにブロック・フェンスの除去の行政指導を行うべきである。

- (5) 杉山所長の対応からも2棟のうちの北側の1棟と南側の1棟の土地境界にブロック・フェンス等の設置の許可をしておきながら、杉山所長は昭和41年以降平成15年2月までの歴代の建築主事が2棟の土地境界にブロック・フェンス等の設置を許可しなかった行為（建築基準法第9条の行政措置の一環）を破棄し、建築基準法第43条及び建築基準法第9条に違反した違法行為を行ったのである。

その違法行為を正当化させるために、2棟の建築物が合法であるという虚偽の主張を行うために、非開示理由説明書に虚偽に理由を記載しているのである。

仮に、市当局がブロック・フェンスの設置に関与していないのであれば、市当局は建築基準法第9条に基づいてブロック・フェンスの除去を命じる義務を有している。

5 審査会の判断

- (1) 本件申立文書について

申立人の主張から、鶴見区馬場七丁目の2棟の土地境界に平成15年3月にブロック・フェンスが設置されたとのことであり、この設置を認可した責任者名及びその理由が記録されている文書が本件申立文書であると認められる。

- (2) 本件申立文書の不存在について

ア 実施機関は、当該ブロック・フェンスが設置された状態となっているが、建築基準法上の違反があるとは考えておらず、また、当該ブロック・フェンスに係る相談、申請等は把握していないと説明している。

イ 中部建築事務所では、鶴見区馬場七丁目の2棟が違反建築物であると認定しておらず、建築基準法に基づく行政措置を行うことは考えていないと説明しており、このような実施機関の説明に対しては、当審査会としても答申第328号において判断しているとおり不自然・不合理であると言うことはできない。

ウ また、ブロック・フェンスで床面積が0㎡であるものについては建築確認申請を不要として取り扱っていると実施機関が説明していることから、当該ブロッ

ク・フェンスに関して建築確認申請の有無を確認するため、再度実施機関に建築確認支援システムにより調査させたが、当該建築確認申請の存在を認めることはできなかった。

このように、当該ブロック・フェンスの設置に関する認可関係書類が存在していると推認させる事情は認められないことから、本件申立文書が存在しないとする実施機関の主張に不合理な点を認めることはできない。

(3) 結論

以上のとおり、実施機関が本件申立文書を存在しないとして非開示とした決定は、妥当である。

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成16年12月17日	・実施機関から諮問書及び非開示理由説明書を受理
平成17年1月21日	・異議申立人から意見書を受理
平成17年1月27日 (第55回第一部会) 平成17年1月28日 (第56回第二部会)	・諮問の報告
平成17年4月8日 (第292回審査会)	・部会で審議する旨決定
平成17年8月11日 (第66回第一部会)	・審議
平成17年8月25日 (第67回第一部会)	・審議
平成17年9月22日 (第69回第一部会)	・審議